平成２７年（フ）第４５号
長崎県佐世保市日野町1949番地、前住所長崎県佐世保市若竹台町311番地２
債務者　古川　靖恵
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２６年（フ）第１０２６号
千葉市中央区都町１丁目２番25号
破産者　梅田　浩一
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０８３号
千葉市若葉区千城台西３丁目11番４棟106号
破産者　山田　　篤
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９号
千葉県市川市塩焼５丁目７番８－501号
ローズガーデン行徳参番館
破産者　菅原　　瞳
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第９９１号
千葉県市原市椎の木台２丁目28番地11
破産者　**徳**成みづほ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０００号
千葉県市原市辰巳台西３丁目13番地１　昭和電工辰巳台寮
破産者　野口　健一
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７５号
千葉県市原市西五所２番地の27
破産者　有限会社大野塗装工業
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７６号
千葉県市原市八幡海岸通19番地１　ユーフォニー市原102
破産者　大野　　剛
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３７７号
千葉県市原市八幡海岸通19番地１　ユーフォニー市原102
破産者　大野やよい
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７１号
千葉県船橋市大六南１丁目21番16号
破産者　西山　敏夫
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０７２号
千葉県船橋市大六南１丁目21番16号
破産者　西山　静子
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５９号
大阪府泉大津市小津島町１番地201号
破産者　有限会社太陽商運
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５６５号
大阪府阪南市自然田810番地の29
破産者　株式会社チバ・エイ・デイ建築事務所
1　決定年月日　平成27年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
茨城県行方市玉造甲2738番地１
破産者　森作ファーム株式会社
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２７年（フ）第３１号
さいたま市見沼区大字大谷445番地の５
破産者　株式会社インプレス
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１８６号
埼玉県熊谷市葛和田790番地
破産者　舞原　光一
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０２７号
千葉市中央区蘇我１丁目24番５号　ジュネパレス千葉第32―102号
破産者　金子　　清
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８７号
静岡県藤枝市藤枝４丁目２番７号
破産者　株式会社安間洋服店
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４７号
名古屋市中村区松原町３丁目21番地
破産者　株式会社Ｊ・Ｋコーポレーション（旧商号株式会社むつわ）
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０５５号
名古屋市中区金山５丁目５番15号
破産者　合資会社アジェンダ
1　決定年月日　平成27年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部